

別紙

諮問第791号～第808号、第822号、第823号、第838号、第839号、
第845号～第848号、第851号～第856号、第862号、第863号、
第869号、第870号、第910号、第911号

答 申

1 審査会の結論

本件各非開示決定及び本件各一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った本件各開示請求に対し、東京都知事が行った別表1から3までに掲げる本件各非開示決定及び本件各一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

（1）別表1に掲げる本件各非開示決定（不存在）について

本件各請求個人情報、不存在である。

（2）別表2に掲げる本件各非開示決定について

本件各対象保有個人情報は、条例16条2号又は同条6号に該当するため、それぞれ非開示決定を行った。

（3）別表3に掲げる本件各一部開示決定について

本件各対象保有個人情報には、条例16条2号又は同条6号の非開示情報が含まれ

るため、それぞれ一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求については、別表1から3までの「諮問日」欄に記載のとおり審査会へ諮問され、令和4年9月16日（第225回第二部会）から令和6年2月16日（第240回第二部会）まで、16回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

別表1から3までに掲げる各諮問については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 別表1に掲げる本件各非開示決定の妥当性について

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、児童相談所では、本件の対象となる児童に関して、本件各開示請求に提示された期間に個人情報を収集していないとのことである。

審査会が検討したところ、当該実施機関の説明は首肯することができ、この他に本件各開示請求に係る保有個人情報の存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

したがって、本件各開示請求に対し、不存在を理由として行った本件各非開示決定は、妥当である。

ウ 別表2及び3に掲げる本件各非開示決定及び本件各一部開示決定の妥当性について

(ア) 本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件各審査請求に係る対象保有個人情報として、「関係書類」（以下「本件対象保有個人情報1」という。）並びに「指導経過記録票（受付番号〇〇）」及び「児童票」（以下「本件対象保有個人情報2」という。）を特定し、非開示情報（以下「本件非開示情報」という。）がそれぞれ条例16条2号又は6号に該当するとして、別表2に掲げる本件各非開示決定及び別表3に掲げる本件各一部開示決定を行った。

(イ) 本件非開示情報について

本件非開示情報は、別表2に掲げる「関係書類」の記載内容及び別表3に掲げる「指導経過記録票」及び「児童票」の記載内容であり、審査会はその非開示妥当性について判断する。

(ウ) 本件対象保有個人情報1について

審査会が本件対象保有個人情報1を見分したところ、非開示部分には、開示請求時点における、開示請求者に関する情報を含む、対象となる児童に関して児童相談所による援助方針の策定に向けて関係機関等から収集した情報が記載されていることが確認された。

実施機関の説明によると、児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施しているとのことである。

相談援助活動に求められる専門性の高さや課題の複雑さを踏まえれば、これらの情報を開示することとなると、開示請求時点において、実施機関としてどのような情報を収集する必要があると判断し、その情報を用いて本件対象児童に対してどのような相談援助方針を策定したかの決定過程が明らかとなり、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、そのために児童相談所の相談援助活動の遂行に支障が生じるおそれがあるといえる。

また、非開示部分には、児童相談所と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報も記載されており、当該情報を開示することにより、当該関係者又は関係

機関からの信頼を損ない、十分な情報提供を受けられなくなり、本件対象児童に関する相談援助活動又は今後の同種の相談援助活動において協力が得られなくなるなど、児童相談所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることも認められる。

したがって、非開示部分は、条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(エ) 本件対象保有個人情報2について

実施機関によると、指導経過記録票は、児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号。以下「細則」という。）12条2項で、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）27条1項2号の規定により指導を行う者は、指導している児童又はその保護者について、常にその指導経過を記録しておくなければならない旨定められていることから、それに基づき作成しているものであり、細則に定められるもののほか、児童相談所の児童福祉司や児童心理司等が行う法に定める業務について、児童又は保護者に対する指導・所見等や関係機関等との連絡調整の内容につき、時系列で記録される公文書であるとのことである。また、児童票は、相談を受理した児童ごとに作成し、一貫性のある援助を実現するため、各種の調査や診断の結果、援助指針等を記録するものであるとのことである。

審査会が本件対象保有個人情報2を見分したところ、非開示部分には、児童又はその保護者等に関する実施機関の担当職員の見解、児童相談所としての相談援助方針の詳細、内部での連絡調整内容及び児童相談所と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報が記載されていることが確認された。

非開示部分が開示されると、児童相談所職員が相談援助活動の実施に当たり、いつのどのような事由を特に重要であると評価・判断しているか等の援助方針の決定過程等が明らかになり、児童相談所と開示請求者との間に誤解や認識の相違が生まれるほか、相談援助の対象となるべき児童やその保護者等が児童相談所による相談援助活動に消極的な態度を取ることにより、相談援助に関する適切な判断が困難になるなど、児童相談所の業務としての相談援助活動の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、非開示部分は、条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表1 本件非開示決定（不存在）

項番	諮問番号	開示請求内容	決定日	諮問日	請求個人情報
		補正内容			
1	791	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。但し、児童票・住民票・戸籍謄本は除く。	令和2年2月20日	令和2年8月13日	関係書類
		〇〇児童相談所が保有する〇〇の指導経過記録のうち、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までに請求者が〇〇児童相談所の担当者と面接又は電話した時の記録 上記を除き、〇〇児童相談所が令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間に収集した〇〇に関する保有個人情報のうち、児童票、住民票及び戸籍謄本を除いたもの			
2	792	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。	令和2年3月16日	令和2年8月13日	関係書類
		〇〇児童相談所が保有する〇〇の指導経過記録のうち、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までに請求者が〇〇児童相談所の担当者と面接又は電話した時の記録 上記を除き、〇〇児童相談所が令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に収集した〇〇に関する保有個人情報のうち、他の児童の指導経過記録票、児童票、住民票及び戸籍謄本を除いたもの			
3	793	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。	令和2年3月19日	令和2年8月13日	関係書類
		〇〇児童相談所が保有する〇〇の指導経過記録のうち、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までに請求者が〇〇児童相談所の担当者と面接又は電話した時の記録 上記を除き、〇〇児童相談所が令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に収集した〇〇に関する保有個人情報のうち、他の児童の指導経過記録票、児童票、住民票及び戸籍謄本を除いたもの			
4	823	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日 住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年5月15日	令和2年9月8日	関係書類
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 指導経過記録票以外の保有個人情報は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までに収集したものに限り、児童票、住民票及び戸籍謄本は除く。			

別表2 本件非開示決定

項番	諮問番号	開示請求内容	決定日	諮問日	対象保有個人情報	非開示理由
		補正内容				
1	794	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）、住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年4月17日	令和2年8月13日	関係書類	開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある。（以下「条例16条2号非開示」という。） 児童相談所の評価・判断に関する情報又は児童相談所の相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより相談援助の方針が明らかとなり、又は相談者及び関係者との信頼関係が損なわれ、児童相談所の相談業務の遂行に支障が生じるおそれがある。（以下「条例16条6号非開示」という。）
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 なお、児童票、住民票と戸籍謄本は除く。				
2	795	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）、住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年4月17日	令和2年8月13日	関係書類	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 なお、児童票、住民票と戸籍謄本は除く。				
3	796	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）、住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年4月17日	令和2年8月13日	関係書類	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 なお、児童票、住民票と戸籍謄本は除く。				
4	797	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）、住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年4月17日	令和2年8月13日	関係書類	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 なお、児童票、住民票と戸籍謄本は除く。				

項番	諮問番号	開示請求内容	決定日	諮問日	対象保有個人情報	非開示理由
		補正内容				
5	798	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）、住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年4月17日	令和2年8月13日	関係書類	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 なお、児童票、住民票と戸籍謄本は除く。				
6	799	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）、住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年4月17日	令和2年8月13日	関係書類	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 また、指導経過記録票については、受付番号〇〇を追加し、開示の期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの記録とする。 なお、住民票と戸籍謄本は除く。 児童票は受付番号〇〇、〇〇、〇〇、及び〇〇に限る。				
7	839	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て（録音や動画を含む） 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）、住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年7月30日	令和3年3月5日	関係書類	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 なお、児童票、住民票及び戸籍謄本は除く。				
8	846	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て	令和2年5月25日	令和3年3月8日	関係書類	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 なお、児童票、住民票及び戸籍謄本は除く。				

項番	諮問番号	開示請求内容	決定日	諮問日	対象保有個人情報	非開示理由
		補正内容				
9	848	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）、住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年6月9日	令和3年3月8日	関係書類	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 なお、児童票、住民票及び戸籍謄本は除く。				
10	852	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）、住民票と戸籍謄本は除く。音声や動画関係は含む	令和2年6月29日	令和3年3月8日	関係書類	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から同月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 なお、児童票、住民票及び戸籍謄本は除く。				
11	854	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）、住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年7月6日	令和3年3月8日	関係書類	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から同月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 なお、児童票、住民票及び戸籍謄本は除く。				
12	856	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）、住民票と戸籍謄本は除く。録音や動画については含む。	令和2年7月20日	令和3年3月8日	関係書類	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から同月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 なお、児童票、住民票及び戸籍謄本は除く。				

項番	諮問番号	開示請求内容	決定日	諮問日	対象保有個人情報	非開示理由
		補正内容				
13	863	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て（録音や動画を含む） 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）、住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年8月12日	令和3年3月8日	関係書類	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 なお、児童票、住民票及び戸籍謄本は除く。				
14	870	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て（録音や動画を含む） 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）、住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年8月19日	令和3年3月8日	関係書類	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から同月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 なお、児童票、住民票及び戸籍謄本は除く。				

別表3 本件一部開示決定

項番	諮問番号	開示請求内容	決定日	諮問日	対象保有個人情報	非開示理由
		補正内容				
1	800	<p>〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。但し、児童票・住民票・戸籍謄本は除く。</p> <p>〇〇児童相談所が保有する〇〇の指導経過記録のうち、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までに請求者が〇〇児童相談所の担当者と面接又は電話した時の記録 上記を除き、〇〇児童相談所が令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間に収集した〇〇に関する保有個人情報のうち、児童票、住民票及び戸籍謄本を除いたもの</p>	令和2年2月20日	令和2年8月13日	指導経過記録票	児童相談所の評価・判断に関する情報又は児童相談所の相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより相談援助の方針が明らかとなり、又は相談者及び関係者との信頼関係が損なわれ、児童相談所の相談業務の遂行に支障が生じるおそれがある。（以下「条例16条6号非開示」という。）
2	801	<p>〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。</p> <p>〇〇児童相談所が保有する〇〇の指導経過記録のうち、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までに請求者が〇〇児童相談所の担当者と面接又は電話した時の記録 上記を除き、〇〇児童相談所が令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に収集した〇〇に関する保有個人情報のうち、他の児童の指導経過記録票、児童票、住民票及び戸籍謄本を除いたもの</p>	令和2年3月16日	令和2年8月13日	指導経過記録票	条例16条6号非開示
3	802	<p>〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。</p> <p>〇〇児童相談所が保有する〇〇の指導経過記録のうち、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までに請求者が〇〇児童相談所の担当者と面接又は電話した時の記録 上記を除き、〇〇児童相談所が令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に収集した〇〇に関する保有個人情報のうち、他の児童の指導経過記録票、児童票、住民票及び戸籍謄本を除いたもの</p>	令和2年3月19日	令和2年8月13日	指導経過記録票	条例16条6号非開示

項番	諮問番号	開示請求内容	決定日	諮問日	対象保有個人情報	非開示理由
		補正内容				
4	803	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）、住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年4月17日	令和2年8月13日	指導経過記録票	開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある。（以下「条例16条2号非開示」という。） 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 なお、児童票、住民票と戸籍謄本は除く。				
5	804	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）、住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年4月17日	令和2年8月13日	指導経過記録票	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 なお、児童票、住民票と戸籍謄本は除く。				
6	805	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）、住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年4月17日	令和2年8月13日	指導経過記録票	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 なお、児童票、住民票と戸籍謄本は除く。				
7	806	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）、住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年4月17日	令和2年8月13日	指導経過記録票	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 なお、児童票、住民票と戸籍謄本は除く。				

項番	諮問番号	開示請求内容	決定日	諮問日	対象保有個人情報	非開示理由
		補正内容				
8	807	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）、住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年4月17日	令和2年8月13日	指導経過記録票	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 なお、児童票、住民票と戸籍謄本は除く。				
9	808	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）、住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年4月17日	令和2年8月13日	指導経過記録票 児童票	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 また、指導経過記録票については、受付番号〇〇を追加し、開示の期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの記録とする。 なお、住民票と戸籍謄本は除く。 児童票は受付番号〇〇、〇〇、〇〇、及び〇〇に限る。				
10	822	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日 住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年5月15日	令和2年9月8日	指導経過記録票	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 指導経過記録票以外の保有個人情報は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までに収集したものに限り、児童票、住民票及び戸籍謄本は除く。				
11	838	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て（録音や動画を含む） 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）、住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年7月30日	令和3年3月5日	指導経過記録票	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 なお、児童票、住民票及び戸籍謄本は除く。				

項番	諮問番号	開示請求内容	決定日	諮問日	対象保有個人情報	非開示理由
		補正内容				
12	845	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て	令和2年5月25日	令和3年3月8日	指導経過記録票	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 なお、児童票、住民票及び戸籍謄本は除く。				
13	847	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）、住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年6月9日	令和3年3月8日	指導経過記録票	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 なお、児童票、住民票及び戸籍謄本は除く。				
14	851	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）、住民票と戸籍謄本は除く。音声や動画関係は含む	令和2年6月29日	令和3年3月8日	指導経過記録票	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から同月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 なお、児童票、住民票及び戸籍謄本は除く。				
15	853	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）、住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年7月6日	令和3年3月8日	指導経過記録票	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から同月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 なお、児童票、住民票及び戸籍謄本は除く。				

項番	諮問番号	開示請求内容	決定日	諮問日	対象保有個人情報	非開示理由
		補正内容				
16	855	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）、住民票と戸籍謄本は除く。録音や動画については含む。	令和2年7月20日	令和3年3月8日	指導経過記録票	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から同月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 なお、児童票、住民票及び戸籍謄本は除く。				
17	862	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て（録音や動画を含む） 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）、住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年8月12日	令和3年3月8日	指導経過記録票	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 なお、児童票、住民票及び戸籍謄本は除く。				
18	869	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て（録音や動画を含む） 但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）、住民票と戸籍謄本は除く。	令和2年8月19日	令和3年3月8日	指導経過記録票	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て ただし、指導経過記録票は令和〇年〇月〇日から同月〇日までとし、指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に限る。 なお、児童票、住民票及び戸籍謄本は除く。				

項番	諮問番号	開示請求内容	決定日	諮問日	対象保有個人情報	非開示理由
		補正内容				
19	910	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て（録音や動画を含む）但し、指導経過記録表は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）、住民票と戸籍謄本は除く。〇〇については、児童票関係を含む。ただし、開示された部分はそのぞく。	令和2年12月4日	令和3年3月23日	指導経過記録票 児童票	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇） ただし、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までとする。 児童票（受付番号〇〇）				
20	911	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て（録音や動画等を含む）。但し、本請求日まで開示請求をしていない期間及び却下された期間とする。児童票は〇〇のみ。住民票と戸籍謄本関係については、原本は除く。その他については、他機関を含め、書面で交付されたものは除き、名称等を伝えた場合は、除外項目を改めて伝える。 〇〇児童相談所は、請求人の請求に対して、嫌がらせであると根拠も葉もないことを主張して却下を繰り返しているが、却下する場合は2週間以内に嫌がらせと証明できる証拠と共に通知書を渡すように。その証拠については、東京都の職員でありながら、個人的感情論は通用しない。また、決定通知書が約2か月掛けるような嫌がらせ行為は止めるように。	令和2年12月17日	令和3年3月23日	指導経過記録票	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇） ただし、令和〇年〇月〇日から同月〇日までとする。				